

MSJ2023-004

2023 年 12 月 8 日

環境大臣 伊藤信太郎 殿

一般社団法人 日本哺乳類学会
理事長 押田 龍大



特定外来生物クリハラリスの飼養等の許可要件に関する要望書の提出について

拝啓

日頃より日本哺乳類学会の活動にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。
現在、外来生物法における特定外来生物に指定されているクリハラリス (*Callosciurus erythraeus*) (別名タイワンリス) については、生態系被害・農林業被害を防止すべく、各地で防除対策が進められています。定着地域のうち小個体群では新たな防除技術の導入により根絶も現実的な状況にあり、推定個体数が1万個体を超える個体群でも分布拡大防止を目標とした対策が取られ始めています。このように各地の防除体制が整っていくことで、クリハラリスが引き起こす問題は地域個体群ごとに収束できる可能性が見えてきました。ところが、最近新たな地域で定着が確認される事例が相次ぎ、飼養施設からの逸出(逃亡)が背景にあると考えられています。せっかく防除体制が整っても、飼養施設などでの規制が不十分であると、同じ問題が後を絶ちません。敏捷で小型なリス類はとりわけ逸出しやすく、飼養において格別の配慮が必要です。

つきましては、ここにクリハラリスの新たな野生化を阻止するために飼養許可要件の厳格化等を求める要望書を提出いたしますので、ご検討の上、ご対応をお願い申し上げます。なお、本件に関して日本哺乳類学会は最大限の協力を惜しまぬ所存です。

敬具

<連絡先>

池田透 (日本哺乳類学会 哺乳類保護管理専門委員会 委員長) 〒060-0810 北海道札幌市北 区
北 10 条西 7 北海道大学大学院文学研究科 (Tel.011-706-4163)

亘悠哉 (日本哺乳類学会 外来動物対策作業部会 部会長) 〒305-8687 茨城県つくば市松の里 1
森林総合研究所野生動物研究領域 (Tel.029-873-3211)

安田雅俊 (日本哺乳類学会 外来動物対策作業部会 副部会長) 〒860-0862 熊本県熊本市中央
区黒髪 4-11-16 森林総合研究所九州支所 (Tel.096-343-3168)

田村典子 (日本哺乳類学会 外来動物対策作業部会) 〒193-0843 東京都八王子市甘里町 1833
森林総合研究所多摩森林科学園 (Tel.042-661-1121)

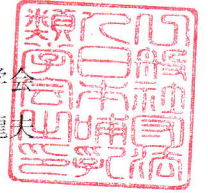
日本哺乳類学会 (公式 HP : <http://www.mammalogy.jp/>)

2023 年 12 月 8 日

特定外来生物クリハラリスの飼養等の許可要件に関する要望書

一般社団法人 日本哺乳類学会

理事長 押田 龍夫



「生物多様性国家戦略 2023-2030 基本戦略 1 生態系の健全性の回復 (3) 野生生物の保全③ 野生生物に影響を与える可能性がある飼養動物の適正な管理に係る取組」のなかで、「家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべきである。」と記載されています。とくにリス類は、世界的にも侵入した多くの地域で定着が確認され、生息域および個体群の拡大が生じていること、侵入の主な原因は輸送途中や飼育施設からの逸出であることが分かっています (Bertolino 2009)。2012 年 2 月に開催された第 6 回国際樹上棲リス会議では、リス類のペット輸出入を至急禁止すること、所有に関する規則を強化すること、定着した個体群の根絶あるいは管理対策を行うことなどを盛り込んだ「外来リス類問題についての決議」が行われました (浅利 2012: 決議邦訳)。これを受けて、欧州連合 (EU) では厳格な規制が定められました。

日本においても決議以降、外来リス類の対策に専門家が積極的に関与し、対策が進められてきました。日本でとくに被害が問題となっているクリハラリス (*Callosciurus erythraeus*) は、外来生物法により特定外来生物に指定されています。現時点で 1 都 2 府 12 県に分布していますが、分布域が不連続・局所的であることから、孤立個体群ごとに根絶あるいは分布拡大を抑制する適切な対策を講じることができれば、被害地域を現状以上に増やすことなく最低限にとどめることが可能な段階です (日本哺乳類学会要望書 2017)。そのため、各地で対策の早期着手と集中的な捕獲が進められています。これまでの対策事業の中には根絶あるいは根絶間近な事例もでてきており、それらの経験をまとめて捕獲方法や捕獲体制などもマニュアル化される (Tamura and Yasuda 2023; 安田ほか 2024) など、対策は技術的にも大きく進展しています。

2005 年の外来生物法制定後、特定外来生物の飼養には環境省の許可が必要になり、逸出の危険を減らすための規定が定められました。しかしながら、2020 年に東京都千代田区日比谷公園、2021 年に栃木県真岡市、2022 年に大分県別府市でそれぞれ新たにクリハラリスの野生化が確認されました。このように 2005 年以降も許可を受けた飼養施設からの逸出とみられる事案が各地で確認されており、特定外来生物の飼養等の許可の要件に改善すべき点があると考えられます。

根絶を目指し多大なコストをかけて対策を進めている自治体、事業者、専門家にとって、新たな野生化が次々と生じる状況では、対策への意欲をそがれます。特定外来生物の定着をこれ以上増やさないために、外来リス類の飼養等に関して以下の点を改善すべく、

ご検討をお願いいたします。

現状の飼養施設・許可条件における問題点

1. 特定外来生物への餌付け体験によって形成される市民の意識

特定外来生物被害防止基本方針では「学術研究のほか、展示、教育及び許可規制を行うことで遺棄又は逸出に対して十分な抑止力が働く生業の維持などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。」とされている。このうち、現在「展示」として許可を受けているクリハリスの飼養施設の中には、人が飼育檻に入り、手から餌を与える、いわゆる「触れ合い動物園」が含まれている。

国や各地の自治体は、生物多様性保全のために特定外来生物の捕獲対策を行っているが、その実施には一般市民の理解や協力は欠かせない。「触れ合い動物園」が、特定外来生物を愛玩対象として親しむ体験を提供することで、捕獲対策への忌避感情に繋がることは問題である。

また、クリハリスは周年繁殖が可能であり、餌付けによって繁殖回数が増え、個体数が急増することが明らかになっている。クリハリスの捕獲対策を進めている静岡県浜松市、神奈川県鎌倉市、横浜市、逗子市などでは、野生のクリハリスに餌を与えないように市民に呼び掛けている。飼養施設でのクリハリスへの給餌体験は野生下のクリハリスを餌付けするという好ましくない習慣を助長するため問題である。

2. 特定飼養等施設への不特定多数の人の出入りと逸出リスクの増大

特定飼養等施設の基準については、施行規則第5条及び「特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」のなかで、「生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること」「外部との出入口の戸は、二重以上となっていること」「出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること」など逸出を防ぐための規定が明記されている。

この規定は、特定の管理者による給餌や清掃のための最低限の出入りを想定しているはずであり、不特定多数の人が飼養施設に出入りすることは想定されていない。リスの行動に不慣れな不特定の人間が頻繁に出入りすることで、出入口の戸をすりぬけて逸出するリスクが増加する。また、荷物に紛れるなどして人に同伴して逸出するリスクも増加する。

3. 飼養個体数が多く個体数管理が不十分

特定外来生物被害防止基本方針では「許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。」とされている。しかし、現在、100個体以上を飼養している施設もあり、飼育下でも容易に繁殖して個体数が増加するため、すべての個体を標識管理できていないのが現状である。したがって、施設周辺で野生化した個体を捕獲して調べても、飼養施設からの逸出個体であるか否かを識別することができない。小型で俊敏なクリハリスの飼

養等の許可を与える際には、つねに逸出の可能性を考慮し、マイクロチップをすべての個体に装着することを義務化し、責任ある飼養を条件とするべきである。

また、万一、自然災害等で飼養施設が壊れても、10 個体程度の逸出であれば早期の捕獲によって定着を防ぐことができるが、それ以上の逸出はただちに定着の脅威となることが予測されている（参考資料）。定着のリスクも考慮して、適正に管理できる個体数の上限を設定することが必要である。

要望項目

1. 飼養等許可条件の厳格化

① 不特定多数の人が入らない展示様式

日本哺乳類学会としては、クリハラリスの飼育檻に入り給餌する体験を提供する「触れ合い動物園」に対しては、「展示」目的での飼養等の許可を与えるべきではないと考えます。「展示」として特定外来生物の飼養等を許可する際には、給餌体験を提供しないように、また飼育檻内に不特定多数の人が入らない展示様式に限定していただきたい。

② 個体識別と個体数制限

特定外来生物被害防止基本方針の許可条件には「飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄又は逸出を起こさない適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間、特定飼養等施設で取り扱うことのできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付す。」とされています。

日本哺乳類学会としては、クリハラリスの飼養等の許可において、現在すでに飼育している個体についても、今後飼育する個体についても、マイクロチップの埋込みを義務化し、許可個体数を最大 10 個体までとするように要望します。

③ 飼養施設内での繁殖の制限

特定外来生物被害防止基本方針では「許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあっても、みだりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うこと。」とされています。

日本哺乳類学会としては、多頭飼育の場合には、雌雄別飼育による繁殖抑制を条件とすることを要望します。

2. 行政による許可施設の指導・管理

① 遺棄が生じない対策

以上の対応を行う際に、すでにクリハラリスを飼養している施設で遺棄などが生じないように、環境省および自治体は指導および確認を行うことをお願いしたい。具体的には、該当する飼養施設に十分な説明を行ったうえで、必要な猶予期間を設けることにより、すべての個体にマイクロチップを埋め込み、雌雄別の飼養施設を整備できるように指

導していただきたい。また、飼養個体数の上限を超えている施設については、環境省の許可を受けた他の施設への個体の譲渡を行うなどの指導をお願いしたい。いずれの施設についても、猶予期間が経過したのちはその対応ができていないか否かを再度確認する作業を行っていただきたい。

② 定期的な施設の現場調査

飼養許可者（担当する環境事務所）は飼養施設や飼養状況の現場調査を定期的に行い、展示様式が遵守されているか、逸出が生じないように個体管理ができていないか、許可個体数が守られているか等の確認を行うことを要望します。

参考文献

日本哺乳類学会（2017）特定外来生物クリハラリス（タイワンリス）等による農林業被害・生態系被害防止のための対策推進についての要望書。

<https://www.mammalogy.jp/doc/20171212.pdf>

Tamura, N., & Yasuda, M. (2023) Distribution and management of non-native squirrels in Japan. *Frontiers in Ecology and Evolution* 10: 1061115.

安田雅俊・田村典子・森澤猛・鳥居春己（2024）クリハラリス防除マニュアル．哺乳類科学 64:ページ未定（印刷中）

浅利裕伸（2012）第 6 回国際樹上棲リス会議参加報告．哺乳類科学 52：71-72.

Bertolino, S. (2009) Animal trade and non-indigenous species introduction: the worldwide spread of squirrels. *Diversity and Distribution* 15: 701-708.

参考資料

これまで定着した地域での個体群調査結果から平均的な繁殖パラメーターを仮定し、逸出個体数の違いによる個体数増加速度の違いを予測した。

<仮定>

メスの繁殖個体比率 = 70%

繁殖メスの年間産子数 = 3

性比（メス／全個体） = 50%

成熟個体の年間生残率 = 60%

密度効果はなく指数関数的に個体数は増加する

逸出個体数を 10、50、100 とする

<結果>

- ・ 個体数（縦軸）は逸出後 10 年経過すると大きな差となる。10 個体逸出の場合は約 80 個体に、50 個体の場合は約 400 個体に、100 個体の場合には約 800 個体に増加する。
- ・ これまでの事例から、自治体あるいは市民が根絶できる個体数は 100 個体程度までであることが、明らかになっている（Tamura & Yasuda 2023）。
- ・ 逸出ののち、自治体が捕獲の体制を整え、対策に着手するには、一般的には 5～10 年ほどかかっている。
- ・ したがって、クリハラリスが万一逸出した場合に、現実的に対処できる飼育個体数は 10 個体までと予測される。

